

沼津市有料駐車場使用料の減免に関する方針

(平成 21 年 8 月 4 日市長決裁)

(平成 25 年 6 月 10 日一部改正)

(平成 26 年 1 月 1 日一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

1 基本的な考え方

本市が所有・管理する市営駐車場及び公の施設に附帯する有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）における使用料の減免については、各施設の根拠条例において規定しているが、特に「市長が特別の理由があると認めるとき」については、各施設の設置目的等を勘案する中で、各所管課の裁量で減免の運用がなされてきた。

このような中、減免基準が不明確であり、また、各施設における減免に係る運用が徹底されていないことから、有料駐車場を利用する市民等から、こういった問題点を指摘されており、使用料の減免について最低限の基準を設けるとともに、適正な運用を図る必要が生じている。

このため、「市長が特別の理由があると認めるとき」の判断基準について、市民福祉の増進の観点から、障害のある方や妊娠されている方、高齢者等に対する取り扱いなどについても考慮する中で、市として統一的な方針を策定し、適正な運用を図るものである。

2 対象施設

以下の有料駐車場を対象とする。

また、本方針策定後、新たに設置する有料駐車場についても対象とし、新設又は廃止がなされたときは、随時、追加又は削除できるものとする。

(1) 市営駐車場

- ① 市営香貫駐車場
- ② 市営香陵駐車場

(2) 公の施設に附帯する有料駐車場

- ① ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）
- ② 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）
- ③ 沼津市西浦海浜施設（らららサンビーチ）
- ④ 沼津御用邸記念公園
- ⑤ 沼津市立病院
- ⑥ 沼津市立図書館

3 減免基準

各施設の根拠条例において、有料駐車場の使用料の減免について規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当する条件等は以下のとおりとし、(1)から(8)及び(14)に該当する場合は、その使用に要した時間に係る使用料を全額免除とする。

また、(9)から(13)までに該当する者が使用するとき、別表に示す時間までを全額免除とする。

- (1) 市が公務のために使用するとき
- (2) 市役所に用務のために来庁する市営駐車場利用者のうち、窓口業務、相談業務、複数の用務等のため、担当課による確認を受け、1時間を超えて市営駐車場を使用するとき
- (3) 市から委託等を受けた者が、項目2に掲げる対象施設又は当該施設の利用主体となる施設（項目2(2)に掲げる公の施設のほか、(1)市営駐車場にあつては、市役所、市民文化センター及び市民体育館をいう。以下「利用主体施設」という。）の管理運営のため、使用するとき市営駐車場又は公の施設（附帯駐車場を含む）の管理運営のために使用するとき
- (4) ぬまづ健康福祉プラザにおいて、当該施設の設置目的に応じて施設使用団体として登録し、かつ、特に必要と認められる団体（以下「認定団体」という。）が主催する公共又は公益の目的の行事、会議等（以下「^{※1}公共イベント」という。）の運営に携わる者又は当該認定団体から直接的に当該公共イベントへ講師、来賓等として自らの出席を求められた者が使用するとき
- (5) 利用主体施設において、市が主催する行事、会議等の運営に携わる者又は市から直接的に当該行事、会議等に講師、来賓等として自らの出席を求められた者が使用するとき
- (6) 利用主体施設において、国、県等の行政機関が主催する行事、会議等の運営に携わる者又は当該行政機関から直接的に当該行事、会議等に講師、来賓等として自らの出席を求められた者が使用するとき
- (7) 利用主体施設において、市が事務局を務める団体が主催する行事、会議等の運営に携わる者又は当該団体から直接的に講師、来賓等として自らの出席を求められた者が使用するとき
- (8) 利用主体施設において、ボランティア団体その他の^{※2}非営利で活動する団体が、当該利用主体施設の設置目的に沿った形で主催する公共イベントの運営に携わる者又は当該団体から直接的に当該公共イベントへ講師、来賓等として自らの出席を求められた者が使用するとき
- (9) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき
- (10) 母子健康手帳の交付を受けている者のうち、妊娠中の者が使用するとき
- (11) 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が使用するとき
- (12) 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている者が使用するとき
- (13) 上記(9)から(12)までに該当する者が同乗する場合において、介助者が使用するとき
- (14) その他、利用主体施設の設置目的等を考慮し、減免が特に必要であると認めたとき。ただし、利用主体施設の管理を指定管理者が行う場合は、指定管理者とその取扱いについて、協議の上、必要と認めた場合に限る。

※1 「公共イベント」とは、参加に対して特別な資格を要せず、会員などに限定されずに多くの人に参加の機会が与えられており、施設の設置目的に沿って不特定多数の利益に適う行事、会議等をいう。

※2 「非営利で活動する団体」とは、営利を目的とせず社会貢献活動等を行う団体であつて、最低限必要な経費を除いて、事業で得た利益を私的に分配せず、売上等の利益に組み込まないで活動するものをいう。

4 運用方法

上記3に示した基準を適正に運用するため、各利用主体施設の設置目的等を考慮し、別途運用基準を策定するものとする。

なお、本方針について疑義が生じたときは、政策企画課と協議することとし、社会情勢等を考慮する中で、必要に応じて本方針の見直しを行うことができるものとする。

別表

有料駐車場	減免時間
ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）、沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）、沼津市立図書館、沼津市立病院	最初の4時間
上記以外の有料駐車場	最初の2時間